

デジタル化の推進について

1 発言通告書のデータ提出（ワード文書等）について

(1) 現状

ア 発言通告書を提出する必要があるもの

本会議：一般質問、代表質問、個人質問、議案関連質疑

委員会：予算特別委員会及び決算特別委員会の総括質疑

イ 提出方法等

・仮通告（6月、9月、12月定例会の一般質問のみ）

提出方法：提出期間中の開庁時（8時30分～17時15分）に議会局に持参、

または、ラインワークス経由で提出

・（本）通告

提出方法：提出期間中の締切時間（※）までに議会局に持参

（※ 一般質問：定例会第1日目の17時まで、

議案関連質疑、代表質問、個人質問：定例会第2日目の正午まで）

(2) 課題

- ・議会局に直接持参する必要性が生じている。
- ・一般質問通告等、質問の順番が受付順により決まるものについては、来庁の上、抽選するなどのアナログな方法が必要になっている。
- ・発言通告書の様式がデータ入力に即した書式となっていないため、作成しにくい。
- ・発言通告書の提出後、職員が質問や質疑の一覧表を作成する際に、全て入力し直す必要があり、作成に時間がかかる上、誤読が生じやすくなる可能性がある。

(3) 変更案

- ・発言通告書をデジタル化に即した書式に見直し、原則ラインワークスにデータでの提出とする。

2 議会手続について

(1) 現状

- ・本会議や委員会の「欠席届」については、紙での提出とデータでの提出が混在している。
- ・「不在届」について、押印後、紙での提出となっている。

(2) 課題

- ・議会局に直接持参する必要性が生じている。

(3) 変更案

- ・押印不要の届出については、原則ラインワークスにデータでの提出とする。